項　　目	現　　行	改　　正
第4部　画像診断		
通　則		
（通則の削除）	8　学校教育法に基づく大学又はその医学部若しくは歯学部の附属の教育研究施設としての附属病院その他の高度専門病院のうち別に厚生労働大臣が定める基準に該当するものである保険医療機関における画像診断に要する費用については，厚生労働大臣が別に算定方法を定めた場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該算定方法により算定するものとする。	（削除）
第1節　エックス線診断料		
（項目の追加）	3　同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、区分番号E001に掲げる写真診断の2並びに区分番号E002に掲げる撮影の2並びに注4及び注5に掲げる場合を除き、第1枚目の写真診断及び撮影の費用については区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影の各所定点数により、第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用については区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚	3　同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、区分番号E001に掲げる写真診断の2及び4並びに区分番号E002に掲げる撮影の2及び4並びに注4及び注5に掲げる場合を除き、第1枚目の写真診断及び撮影の費用については区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影の各所定点数により、第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用については区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影の各所定点数の100分の50に相当する点数により

項　　目	現　　行	改　　正
	目以後の写真診断及び撮影については算定しない。	算定し、第6枚目以後の写真診断及び撮影については算定しない。
(点数の見直し・項目の追加)	4　デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。 イ　単純撮影の場合 75点 ロ　特殊撮影の場合 95点 ハ　造影剤使用撮影の場合 120点 (新設)	4　デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。 イ　単純撮影の場合 60点 ロ　特殊撮影の場合 64点 ハ　造影剤使用撮影の場合 72点 ニ　乳房撮影の場合 60点
写真診断 (項目の追加)	(新設)	4　乳房撮影(一連につき) 256点
撮影 (項目の追加)	(新設)	4　乳房撮影(一連につき) 196点
造影剤注入手技 (項目の追加)	3　動脈造影カテーテル法 1,180点	3　動脈造影カテーテル法 イ　主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 1,820点 ロ　イ以外の場合 1,180点
(注の削除)	注　主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合は、1回に限り、640点を加算する。	(削除)
第2節　核医学診断料 (加算の新設)	(新設)	3　コンピューターによる画像処理を行った場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限

項　　目	現　　行	改　　正
		り、所定点数に60点を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。
シンチグラム（画像を伴うもの） （注の削除）	注５　使用したラジオアイソトープの費用は、薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除した点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。ただし、薬価が15円以下である場合は算定せず、ラジオアイソトープの薬価は別に厚生労働大臣が定める。 →	（削除）
シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影（同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき） （注の削除）	注５　使用したラジオアイソトープの費用は、薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除した点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。ただし、薬価が15円以下である場合は算定せず、ラジオアイソトープの薬価は別に厚生労働大臣が定める。 →	（削除）
ポジトロン断層撮影 （区分の新設）	（新設） →	**ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影** （一連の検査につき） １　^{15}O標識ガス剤を用い

項　　目	現　　行	改　　正
		た場合（一連の検査につき）　7,625点 2　^{18}FDGを用いた場合（一連の検査につき）　8,625点 注1　^{15}O標識ガス剤の合成及び吸入並びに^{18}FDGの合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。 2　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
第3節　コンピューター断層撮影診断料 （項目の再編）	2　同一の部位につき、区分番号E200に掲げるコンピューター断層撮影及び区分番号E202に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影を同一月に2回以上行った場合は、当該月の2回目以降の断層撮影の費用については、撮影部位に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ　頭部（一連につき）　600点 ロ　躯幹（一連につき）	2　区分番号E200に掲げるコンピューター断層撮影及び区分番号E202に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影を同一月に2回以上行った場合は、当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき650点を算定する。

項　　目	現　　行	改　　正
	810点 ハ　四肢（一連につき） 560点	
（加算の新設）	（新設）	3　コンピューターによる画像処理を行った場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に60点を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。
（加算の移動）	（新設）	4　新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して区分番号E200から区分番号E202までに掲げるコンピューター断層撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。
コンピューター断層撮影（一連につき） （項目の再編）	1　単純CT撮影 イ　頭部　620点 ロ　躯幹　830点 ハ　四肢　570点	1　単純CT撮影 イ　マルチスライス型の機器による場合　850点 ロ　イ以外の場合　660点
（項目の再編）	2　特殊CT撮影（管腔描出を行った場合） イ　頭部　710点 ロ　躯幹　950点 ハ　四肢　660点	2　特殊CT撮影（管腔描出を行った場合）　950点
（注の変更）	注1　特殊CT撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	注1　単純CT撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
（注の変更）	（新設）	2　特殊CT撮影については、別に厚生労働大

項　　目	現　　行	改　　正
		臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
(注の削除)	2　単純CT撮影又は特殊CT撮影のハに掲げる撮影は、四肢の悪性腫瘍又は筋萎縮性疾患等について行った場合に限り算定する。	(削除)
(加算の移動)	6　新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対してコンピューター断層撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。	(削除)
非放射性キセノン脳血流動態検査		
(加算の移動)	注1　新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して検査を行った場合は、当該検査の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。	(削除)
磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）		
(項目の再編)	1　単純MRI撮影 イ　頭部　1,140点 ロ　躯幹　1,220点 ハ　四肢　1,160点	1　単純MRI撮影 イ　1.5テスラ以上の機器による場合　1,230点 ロ　イ以外の場合　1,080点
(項目の再編)	2　特殊MRI撮影（管腔描出を行った場合） イ　頭部　1,500点 ロ　躯幹　1,600点	2　特殊MRI撮影（管腔描出を行った場合）　1,530点

項　　目	現　　行	改　　正
(注の変更)	ハ　四肢　　1,520点 注1　特殊MRI撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	注1　単純MRI撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
(注の新設)	(新設)	2　特殊MRI撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
(加算の移動)	4　新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して断層撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。	(削除)